

審 査 基 準

令和4年5月13日

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：運転免許課へ申請した場合は当日、警察署及び分庁舎へ申請した場合は20日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：石川県警察本部運転免許課免許係又は警察署の交通課若しくは分庁舎
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部運転免許課免許係 （電話 076-238-5901 内線 316）
備 考：